平成 23 年台風 12 号又は台風 15 号により被災した 在学生、受験生及び入学予定者に対する特別措置要項

趣旨

この要項は、平成23年台風12号又は台風15号により被災した在学生、受験生及び入学予定者に対して措置する、授業料・教育充実費・実験実習料(以下「授業料等」という。)の減免、入学検定料の免除及び入学登録金の減免に関して必要な事項を定める。

在学生に対する取扱い

1 対象者

本学の学部生・大学院生のうち、『平成 23 年台風 12 号又は台風 15 号により、「災害救助法の適用を受けた地域」に本人若しくは学費支弁者が居住して被災した者』(以下「被災者」という。)

ただし、平成23年度末をもって、最短修業年限に達した者を除く。

2 経済的支援の基準

被害状況を勘案して、次のとおり授業料等を減免する。

被害状況	授業料等の減免
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費 支弁者の死亡等の被災者	秋学期の授業料等の全額
家屋の半壊など、上記に至らない被災者	秋学期の授業料等の半額

3 経済的支援対象者の決定

- (1) 経済的支援を希望する者は、 に定める申請書類を平成23年11月30日(水)までに、 当該キャンパスの事務窓口(千里山キャンパスは学生センター奨学支援グループ、その他 のキャンパスは各奨学金窓口)へ提出し、本学が設置する判定会議での議を経て学長が対 象者を決定する。
- (2) 経済的支援決定者が、秋学期の授業料等を納入済の場合は、これを返還する。

4 適用期間

平成23年度秋学期のみとする。

5 その他

当該災害を対象として、現在募集している「関西大学第5種給付奨学金」は、今回の特別 措置を講じることに伴い、募集を中止する。

2012 (平成 24)年度受験生に対する取扱い

次の被害状況に該当する被災者の入学検定料は全額免除し、入学検定料を納入済の場合は、これを返還する。

- (1) 家屋の全壊、焼失または流失、あるいは学費支弁者の死亡等の被災者
- (2) 家屋の半壊など、上記に至らない被災者

2012 (平成 24)年度入学予定者に対する取扱い

1 対象者

本学学部・大学院への2012(平成24)年度入学を予定している被災者

2 入学登録金及び入学初学期(春学期)授業料等の納入猶予

経済的支援を申請した者については、入学登録金の納入期日を入試ごとに設定する期日から平成 24 年 3 月 26 日 (月)に、入学初学期授業料等の納入期日を平成 24 年 3 月 24 日 (土)から平成 24 年 3 月 26 日 (月)に変更し、その納入を猶予する。

3 経済的支援の基準

被害状況を勘案して、次のとおり入学登録金及び入学初学期授業料等を減免する。

被害状況	入学登録金及び入学初学期授業料等の減免
家屋の全壊、焼失または流失、あるいは	・入学登録金の全額
学費支弁者の死亡等の被災者	・入学初学期授業料等の全額
家屋の半壊など、上記に至らない被災者	・入学登録金の全額
	・入学初学期授業料等の半額

4 経済的支援対象者の決定

- (1) 経済的支援を希望する入学予定者は、 に定める申請書類を平成 24 年 3 月 17 日 (土) 必着で入試センターに提出し、判定会議の議を経て学長が対象者を決定する。
- (2) 経済的支援決定者が、入学登録金及び入学初学期授業料等を納入済みの場合は、これを返還する。

申請書類

1 「被災者特別措置申請書」

2 証明書等

在学生・受験生・入学予定者共通

	証明書等	備考
ア	「罹災証明書」	提出必須 (既に提出済の者を除く)
 該当者のみ		

K = 6 0007		
1	「死亡証明書」	学費支弁者が被災により死亡した場合に必要 (死亡の事実を明らかにした書類(「戸籍抄本」 など公的機関によって証明された書類、あるい は「死亡診断書」など医師によって証明された 書類も可)
ウ	「診断書」	学費支弁者が被災により重症を負った場合に 必要(医師が作成したもので傷害の状況、全治 に要する期間、後遺障害の有無等について記載 されたもの)

本学が必要と認めた場合は、上記以外の書類の提出を求めることがある。

その他

- 1 諸費についても同様に減免する。
- 2 「授業料等の減免」と、本学が独自に実施する他の給付奨学金制度との併用はできない。

以上